

(1) 日本側から韓国側への質問

【質問1】

韓国では、1962年に制定された住民登録法により住民登録番号が付与されたが、2011年3月29日に「個人番号保護法」が制定（2011年9月30日付施行）されるまで、不正使用に対する処置は「公共機関の個人情報保護に関する法」のみであったか。

【回答1】

住民登録番号不正使用者に対して、住民登録法第37条（罰則）から第40条（過怠金）に制裁規定を設け、2008年12月6日以後5度にわたり法を改正して、法に違反した場合には相応の制裁を与えており、2000年度後半には個人情報侵害事件が頻繁に発生し社会的に大きな問題となった。これに対し2011年3月に個人情報保護法が制定され、その後数度の法改正を通じて、2013年度に住民番号収集法定主義、2014年度に住民登録保管時暗号化措置義務化、2015年度に法定・懲罰的損害賠償制が導入され、今年3月には個人情報収集出処を告知するよう義務化した。

【質問2】

2. 住民登録法の(3)申告事項にある「登録基準地」とは何か。

【回答2】

「家族関係の登録等に関する法律」第10条（登録基準地の決定）をみると、出生またはその他の理由で初めて登録をする場合に、登録基準地を定めて申告しなければならないとされる。

「家族関係の登録等に関する規則」第4条（登録基準地の決定）をみると、もう少し詳しく知ることが出来る。

「家族関係の登録等に関する規則」第4条（登録基準地の決定）

① 法施行と同時に最初に登録簿を作成する場合、従前の戸籍が存在する者は従前の戸籍の本籍を登録基準地にする。

② 第1項に該当しない者に対しては法第10条第1項により、初めて定める登録基準地は次の各号による。

1. 当事者が自由に決める登録基準地

2. 出生の場合は、父または母の特別な意思表示がない時には、子供が名乗る姓と本貫（※注2）を持つ父または母の登録基準地

3. 外国人が国籍取得または帰化した場合には、その者が決める登録基準地

4. 国籍を回復した場合には、国籍回復者が決める登録基準地

5. 家族関係登録創設の場合に、第1号の意思表示がない時には、家族関係登録を創設しようとする者が申告する住民登録地

6. 父または母が外国人である場合は、第1号の意思表示がない時には大韓民国国民である父または母の登録基準地

③ 当事者は登録基準地を自由に変更することができる。この場合、新しく変更しようとする登録基準地。

（※注2）朝鮮半島における本貫（ほんかん）とは、発祥を同じくする同一父系氏族集団の発祥地あるいは宗族そのものを表す概念である。

朝鮮王朝時代以降、家族制度の重要な要素として社会的、法的な位置を占めた。現在でも韓国では姓とともに本貫に法的な規定がある。略して「本」（ポン）ともいい、他に「貫郷」（クァンヒャン）などの呼び方がある

【質問3】

2. 住民登録法の(6)住民登録証発行に、「住民登録機関を収録する」とあるが「住民登録機関」とはどのようなものか。

【回答3】

市長・郡守または区庁長は、管轄区域内に住民登録することになった者のうち17歳以上である者に対し住民登録証を発行する。住民登録証には姓名、写真、住民登録番号、住所、指紋、発行日、住民登録機関を収録する。

ここで住民登録機関とは、市庁、郡庁または区庁を意味する。

【質問4】

5. 個人情報保護法の(1)個人情報保護法の制定及び推進経過②にある個人情報侵害事件について、2011年の一年間に発生した件数を合計すると韓国の全人口を超える数となるが、被害者に対して何らかの補償や救済措置は取られたか。

【回答4】

2016年5月にオンラインショッピングモールであるインターパークのデータベース(DB)サーバーがハッキングされて会員1,030万人余りのIDと名前、電話番号、生年月日、メールアドレス等の個人情報が流出した事件が発生し、警察庁サイバー安全局において捜査中であるが、これまで国内で発生した個人情報流出事件のうち最も規模が大きいのは2014年KB国民・NH農協・ロッテカードの会員情報1億件以上が流出した事件であり、これは捜査の結果システム開発業者社員がカード会社に派遣勤務をしながら情報を引き出したと明らかにされた。

救済措置としては、個人情報侵害事件が発生した場合、国が運営する韓国インターネット振興院個人情報侵害申告センターに本人の被害事実を受け付ける場合、申告センターで個人情報紛争調停委員会を開き紛争調停手順を踏むこととなる。まず調停前紛争が円満に解決されるように合意を勧告し、合意がなされない場合には紛争調停委員会を通じて調停案を作成して申請人と相手方に提示し、双方が受諾すれば調停が成立する。

調停手順を踏んだ上でなお紛争が解決されない場合には、民事訴訟を通じて損害賠償請求をし、補償を受けることができる。

【質問5】

日本の地方公共団体の種類は以下の通りであるが、韓国における地方公共団体とはどのように区分されているか。

		都 道 府 県	
普通地方 公共団体 (その組織、 事務、機能等 が一般的、普 遍的なもの)	市町村	(政令) 指定都市	人口50万人以上の市のうちから政令で指定。現在20市。 知事の関与を要している承認、許可、認可等の事務につき、直接市が行うことができる。
		中核市	人口20万人以上の市の申出に基づき政令で指定 福祉に関する事務に限り政令指定都市と同様の特例が認められている。
		施行時 特例市	特例市制度の廃止（平成27年4月1日施行）の際、現に特例市である市 なし
		その他 の市	人口5万人以上
		町 村	
特別地方 公共団体	特別区	大都市の一体性及び統一性の確保の観点から導入。東京都。	

【回答5】

大韓民国の行政区域は次の通り区分される。

1. 広域自治団体

(1) 特別市：ソウル特別市

* 国務総理直轄であり、25の自治区を置いている。

(2) 広域市：釜山（プサン）広域市、大邱（テグ）、仁川（インチョン）、光州（クァンジュ）、大田（テジョン）、蔚山（ウルサン）

* 釜山（プサン）広域市は15の自治区と1の郡を置いている。

* 設置要件に法的基準はないが、通常人口100万人を上回った後に設置。

* 地方自治法上下級国家機関の地位であり、広域市長、特別自治市長、道知事、特別自治道知事は行政自治部長官の指揮を受ける。

(3) 特別自治市：世宗特別自治市

(4) 道（ド）：京畿道（キョンギド）他6個

(5) 特別自治道：済州（チェジュ）特別自治道

2. 基礎自治団体

(1) 市・郡・区

市、特定市、行政市、郡、自治区、一般区

* 市は多くの部分で都市の形態を備え、人口5万人以上にならなければならない。

3. 邑・面・洞

邑、面、法定洞、行政洞、路、街、

* 邑はその多くの部分で都市の形態を備え、人口2万人以上にならなければならない。

4. 里・統

里、統

5. 村・班

村、班

【質問6】

日本の個人番号カードには有効期限があるが（発行日以降10年以内の誕生日まで有効）、住民登録番号カードに有効期限はあるか。

【回答6】

有効期限はない。紛失して再交付する場合でも住民登録番号はそのまま使われる。

(2) 韓国側から日本側への質問

【質問 1】

韓国の住民登録番号 1 3 桁は生年月日、性別、出生地域等を表す数字で構成されているが、日本の個人番号 1 2 桁はどのように構成されているか。

【回答 1】

個人番号 1 2 桁のうち左側の 1 1 桁は、住民票に記録されている住民票コードの変換により得られる番号である。末尾の 1 桁はチェックデジット（検査用数字）であり、左側の 1 1 桁に基づいて計算される。住民票コードは無作為に作成された数字である。

【質問 2】

法人番号 1 3 桁はどのように構成されているか。また、この法人番号のみからその法人の年度別売上の内訳および納税現況等を把握できるか。

【回答 2】

法人番号の 1 3 桁のうち左側の 1 桁は、チェックデジットである。左側の 1 桁を除く 1 2 桁は、日本で設立の登記をした法人の場合、登記簿の会社法人等番号 1 2 桁に一致する。それ以外の法人・団体に対しては、会社法人等番号と区別できるような 1 2 桁の数字が決められる。

国税庁「法人番号公表サイト」では、法人番号、商号・名称、住所の 3 情報が公開されている。売上や納税状況等については公表されない。

【質問3】

個人番号カードにはICチップが搭載されており、このカードを使って、自動発行機から住民票や印鑑登録証明書等の公的な証明書を発行できるとされている。

個人にとって印鑑証明書は非常に重要な文書であるので、個人番号カードを紛失した場合その被害は非常に大きいと考えるが、これに対する防止策は用意されているか。

(参考として、韓国では、自動発行機で住民登録謄本を発行する際には本人の指紋を照合した後に発行され、また印鑑証明書は本人が当該事務所に直接行き発行を受けるか、もしくは本人の委任状がある場合のみ発行が可能である。)

【回答3】

利用者証明用電子証明書が搭載された個人番号カードの利用により、市区町村の窓口のほか、コンビニエンスストアの多機能端末機で、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、戸籍の附票の写し、各種税証明書の交付を受けることが可能である。本人認証は、電子証明書と数字4桁の暗証番号で行うこととなる。

個人番号カードのICチップ内には必要最低限の情報のみが記録されており、税情報や年金給付情報などプライバシー性の高い個人情報には記録されていない。